

## 日本農業問題論の再検討

——暉峻衆三著『日本農業問題の展開』上・下巻を手がかりに——

玉 真之介

### 目 次

1. 課 題
2. 分 析
  - 1) 下巻の諸論点と分析フレーム
  - 2) 労働市場分析のモチーフ
  - 3) 「制度」と「現実的生産関係」
  - 4) 分析フレームの性格
3. 考 察
  - 1) 土地制度と小作制度の区別
  - 2) 土地制度の変革としての地租改正
  - 3) 小作制度の性格
  - 4) 日本農業問題の分析フレーム
4. 展 望

### 1. 課 題

待望の下巻が刊行されて、暉峻衆三氏による『日本農業問題の展開』は、ついに上下完結を見た。すでに十指に余る書評が一樣に指摘しているように、これだけの広い視野と深い実証をそなえ、かつ日本資本主義の発展に即して展開された農業問題の通史は、しばらくは生れないだろう。上下合わせて20年といわれる本書の完成に、「心血をそそぎ、忍耐と苦闘を重ね」(下巻

あとがき)られた著者に心からの敬意を表したい。

本書の完成は、そのような意味からわが国の農業問題研究にとって記念すべきものだが、注目されるのは本書の下巻刊行と同時に、戦後生れの若手研究者が次々と長文の書評を発表し、しかもその中で紹介や賛辞に止まることなく、積極的な疑問の提起を行なっていることである。ここに図らずも近現代農業史研究に進みつつある世代交代の波が表出していると共に、これまで暉峻氏が若手の育成に果してこられた重要な位置が示されているといえよう。

本稿もまた、そうした同世代の研究者の鋭い問題提起に触発された一つの冒険的試論である。つまり70年代以降に戦間期の農業史研究が急速に進展したにもかかわらず、全体を総括する視点や方法に関していえば、むしろ不明確になりつつあるといわれる<sup>(1)</sup>現状に立って、この暉峻氏の通史的著書を手がかりに今一度明治期にまで立ち戻って、日本農業問題論の基本的枠組みを再検討してみようと思うのである。というのも、多くの書評が暉峻氏に突きつけている問題、たとえば恐慌や戦時下においても成長していった中農層の評価という点一つ取ってみても、それは暉峻氏が上巻の最初に設定された「前近代的」・「半封建的」地主的土地所有と零細小作農民経営の対抗、という図式自体の当否、すなわち暉峻氏の日本農業問題に対する基本認識にまで及ぶ内容を有していると考えられるからである。

本稿はこうした問題意識から、第1に、多くの書評が提出している問題も踏えながら、暉峻氏がこの著書で用いている農業問題に対する2つの分析フレームを検討してみる。その上で第2に、そのフレームを土地制度と小作制度の区別という独自の視角から考察し、氏のフレームの問題点の検出と新たなフレームの提起を行ないたい。そして最後に、戦間期の問題に立ち返って若干の展望を述べてみることにしたい。

---

(1) たとえば庄司〔13〕37頁を参照。

このような本稿の目的の性格上、論述にあたって暉峻氏の著書の内容をあらかじめ紹介するのを割愛するだけでなく、細かな実証手続きも大幅に省略して、議論を大胆に進めることとしたい。つまり乱暴を承知の上で、ともかくも全体像に迫る議論を試みてみようと考えているのである。

## 2. 分 析

### 1) 下巻の諸論点と分析フレーム

まず、多くの書評が重複して提出している論点を列挙してみよう<sup>(2)</sup>。①下巻は上巻に較べ「C+V」＝費用価格形成視点が不明確で、その論理構成にも成功していないのではないかと。②氏が強調する「二つの途」の対抗とは果して当時実在したものだったのか、またその視角は分析にどう生きているのか。③戦時から第1次農地改革にかけて在村耕作地主自作化の線が政策的にも、実態的にも過度に強調され、したがってまた地主的土地所有の基体の存続も過度に評価されていないか。④その逆に、1930年代以降の中農層における経営的前進が、上からの「C+V」の「保障」とされて、ネガティブに過ぎはしないか。⑤第2次農地改革の評価が、意義と限界の並列的な指摘に止まって一般論的に過ぎないか。このような点が挙げられるだろう<sup>(3)</sup>。

これらはいずれも重要な論点であり、それぞれ掘り下げて検討してみる価値は充分あるだろう。しかし翻って考えると、これらは書評という性格にも規定されたかなり内在的な問題指摘といえる。つまり、もっと外在的な立場からすれば、戦後の日本農業を強く規定づけた食管制度が、なぜこの時期に制度化されねばならなかったのか。あるいは農協の原型がこの期に形作られ

(2) 書評としては文献〔3〕～〔16〕がある。ただニュアンスに差のあるため、どの論点をどの書評という指示は控える。その意味で、あくまで私の個人的整理である。

(3) このほかにファンズムをめぐる論点もあるが、これについては考えあって列記していない。

てくる歴史的意味はいかなるものか、といった点が、昭和恐慌期の「農村対策」としてひと通り触れられるものの<sup>(4)</sup>、日本農業の、そして農業問題自体の構造変化としては論じられていない。少なくともこういった点が問題にされてもよかつたはずである。換言するなら、地主小作関係の改編と共に、この時期にきわめて特徴的な農産物市場や農業金融、農業技術等々の総じて小農民経営（自作・自小作・小作、更には零細耕作地主を含めた意味での）を取巻く諸問題と、そこでの様々な制度化の意味といった点が、暉峻氏の農業問題の射程に果して位置づいているのか、という問題である。

そしてこの問題は結局、暉峻氏が本書における農業問題の基軸を地主小作関係に置かれたことに帰ってくる。というのも氏の場合の地主小作関係は土地所有をめぐる妥協を許さない階級対抗関係であるばかりでなく、それこそが天皇制国家の支配機構の支柱とされていることからいっても、農産物市場その他の問題とは次元を異にするものとして把握されているからである。しかし、暉峻氏自身認めておられるように<sup>(5)</sup>、独占段階、あるいは「国家独占資本主義段階」といわれるこの時期の日本資本主義の農業問題を地主小作関係だけに集約してしまつてよいだろうか。多くの書評が提起した問題も実はその点に係わってはいはしないか。

こうして問題は、むしろ暉峻氏がどのような理解に立って地主小作関係を日本農業問題の焦点に位置づけ、また日本資本主義の段階的発展をそれとい

(4) 暉峻〔2〕第5章第6節。ただその場合も、それが「農民的」なものではなかったことが強調されるばかりで、「国家独占資本主義的政策」（168頁）という規定の意味内容が明らかにされる分析とはなっていない。同様な問題指摘は佐伯〔11〕を参照。

(5) 「このことは、日本のほぼ1～2ヘクタール規模の中位の農民経営が、たとえ地主的土地所有による収奪から完全に解放されたとしても、いまや農業では生活を支ええないという深刻な状態におとし入れられていたこと、したがってその打開のためには、農民の眼を地主的土地所有からさらにすすんで独占主導の日本資本主義それ自体にそこでの収奪のメカニズムにむけていかねばならないことを示していた」（傍点は著者）暉峻〔2〕74頁。ただし、肝心の「収奪のメカニズム」の解明がなく、それは指摘だけに終っている観が強い。

かに関係づけていたかという分析フレームの問題に帰着する。大胆に言えば、①～⑤の問題も、もとをただせば氏が上巻で設定された日本農業問題の基本認識とそれに対する分析フレームが、下巻の対象とする時期の実態とズレてしまったことの結果とはいえないか。

こうして、上巻にまで立ち戻って氏の分析フレームを検討することが、下巻の理解にとっても必要となるのである。

## 2) 労働市場分析のモチーフ

その場合最初に、暉峻氏の主要な分析対象がなぜ労働市場に置かれたかが問われる必要がある。というのも、①の問題提出者の間には、「C+V」で示される小農の農産物価格論を歴史理論として具体化するという固有の方法が、労働市場分析と一体のものとして、本書を一貫する氏のモチーフであるという理解があるからである<sup>(6)</sup>。①のようなある種の失望感も、こうした理解が前提となったものだった。しかし、そうした論理が実際の労働市場分析の場で重要な役割を果していることはまちがいないが、かといってそれを労働市場分析のモチーフとするのは正鵠を射ているであろうか。

むしろ氏のモチーフは、地租改正を論じた第1章、農地改革を論じた最終章から見ても、氏の前に立ちをはだかっていた二つの農業問題論の大きな峰ともいうべき山田盛太郎と大内力の分析フレームを両面批判し、両者の統合を図ることではなかったか<sup>(7)</sup>。周知のように、氏のフレームはあくまで地主小作関係に主要矛盾を求める点では山田に近く、農業問題の展開を日本資本主義の発展段階との係わりで捉えようとする点では大内に近い。そしてその双

(6) 牛山〔3〕、庄司〔13〕等。後者によれば、「周知の如く、暉峻理論の真随は、小農の農産物価格論（費用価格『C+V』の論理）を歴史理論として具体化し、地主的土地所有に対する小作農民の自立化と対抗の根拠を明示した点にある」（23頁）

(7) 第1章、第7章とも、地租改正ならびに農地改革に対する山田説と大内説の積極面、問題点がそれぞれ検討された上で、それを総合する自説が示される構成となっている。

方を媒介していたものこそ、労働市場分析にはかならなかった。

とすれば、おそらく暉峻氏に労働市場を主要な分析対象とさせたものは、以下のような山田・大内両フレームにおけるある種の共通性の認識ではなかったか。すなわち、単純化して述べれば、一方が地主的土地所有を「基柢」と捉え、そこでの「半封建的」高率小作料の存在が日本資本主義の低賃金と強蓄積を規定づけたとするのに対して、他方は初めから高い有機的構成の生産方法を株式会社形態で移植しての出発が、過小農制を分解することなく存続させ、その相対的過剰人口の圧力が日本資本主義の低賃金と強蓄積のメカニズムであるとする。つまり規定的要因の捉え方は農業の側と資本の側で対照的であるが、戦前の日本資本主義が脆弱ながらもアジアで唯一成立・発展したことを解くカギを、資本主義と農業とが労働市場を媒介として取り結ぶ相互規定関係に求めている点では共通なのである。とすれば、この規定関係が固定的なものではなく、資本主義の発展段階に応じて農業の側から資本の側へと移ってゆくものと考えらば、二つのフレームのそれぞれの積極面も総合され得るのではないか。暉峻氏の主要なモチーフは、そのようなものではなかったか。その意味で「C+V」＝費用価格形成視角とは、このモチーフの焦点、すなわち規定関係の移行を論理づけるロジックとして、上巻のフィナーレを印象づけるものだったのである。

しかし、そのようなフレームが成立するためには、少なくとも山田によって「基柢」として固定化されてしまった地主的土地所有が変化し得るものとして、言葉で表現すれば「過渡的」なものとして規定されねばならない。それでなくても宇野弘蔵の下で地租改正研究に携わっていた氏であれば、その必要を強く感じていたはずである。

「それにしても農村人口が封建的諸関係によって土地に緊縛せられては、如何に発達した資本主義的生産方法をもってしても、その労働力を確保せられることにはならない。資本は少なくともこの土地所有の形式的な近代化だけは絶対的に要請する<sup>(8)</sup>」

(8) 宇野〔17〕, 14頁。

維新の変革を日本資本主義成立の主要な契機と捉えるならば、宇野のこの主張を認めないわけにはゆかない。それを認めた上で、果してなお地租改正後の土地所有の性格を「半封建的」なものとして規定し得るのかどうか。暉峻氏が山田・大内と異なる氏独自のフレームを作るためには、少なくともこの難題に答えねばならなかった。そしてこれに対して、「地主的土地所有の基本的性格を、それと相互規定関係にある労働市場との関連において<sup>(9)</sup>」(47) 見事に解いて見せたのが、上巻第1章第4節の「土地所有の性格」だったのである。

### 3) 「制度」と「現実的生産関係」

そこにおいて暉峻氏は、まず地租改正を含む維新の変革を、制度的には「土地に対する一人格の私的な排他的支配権＝私的所有権を法認し、しかも、それを一連の封建的制度の廃棄、すなわち商品経済的展開に対する制度上の障害の除去という総過程の基礎にすえた」(49) ものであるとする。この確認に立って、戦前の日本を絶対主義として、敗戦に至るまで「なんらかの形態における産業資本（資本主義）の発達を包含してはいるが、その基本骨格を決定する構造原理は依然封建主義なのであり、したがってその全機構的な社会構成は封建社会である<sup>(10)</sup>」(49) とする大塚久雄を、いわゆる講座派理論の一つの帰結と批判すると共に、それは結局のところ山田盛太郎の地租改正に対する「封建制覆滅」といった評価や、「半封建的土地所有」という規定の不明確さに原因が伏在していたとするのである<sup>(11)</sup>。

こうして、「制度論としては大内のようにいいであろう」(62) と一旦大内を支持した氏は、すぐさま、しかし「制度はそのまま現実的生産関係を

(9) 暉峻〔1〕,〔2〕からの引用は、本文中の引用文の後に、その引用頁をそれぞれ( ), < > 内に示すことにする。

(10) 原典は大塚〔18〕, 296頁。

(11) 暉峻〔1〕, 63頁。

表現するものではない」(63)と、返す刀で大内を批判する。すなわち、大内によれば小作人はもはや「いつでもその土地を放棄して自由に近代的賃金労働者になりうる自由人」(61)であって、「けっして地主に直接に人格的・身分的に隷属はしていない<sup>(12)</sup>」(61)と言うが、日露戦争以前の労働市場の実態は、零落した農民が自立的賃金労働者に転化しうる条件はなく、むしろ農業雇用労働者として驚くべき劣悪な条件で農村に留まらざるを得ず、またそうした農業における雇用関係が非農業部門のそれを規定する関係にあった。それゆえ、小作農民も決して大内が言うような自由人ではなく、「農奴制的にはないにしても、債務奴隷的につよく『地主に人格的に隷属し』高額現物小作料の収奪を受けながらも生産力水準の低劣な伝来的農業に『緊縛されて』生きてゆかなければならない存在であった」(63)とするのである。

このように氏は、「制度」と「現実的生産関係」とを区別し、しかも両者のズレに着目することによって地租改正後の土地所有の性格を以下のように定式化したのであった。

「いま、イギリスに典型的にあらわれる土地所有を二つの面、すなわち制度的側面とそれが現実にふまえた生産諸関係の側面とから『近代的・資本主義的』なものと規定するならば、維新変革を契機として成立する日本の土地所有は、制度的には基本的に近代的であるにしても、それが現実にふまえた生産諸関係との関連では『前近代的』・『半封建的』性格を色こもっていたという意味で、封建的土地所有と『近代的・資本主義的土地所有』とのあいだに介在する過渡的存在諸形態の一つと規定されなければならない」

(61)〈傍点は玉〉

このように、制度の制度としての意義を認めた上で、なお制度が実態との間でもつ乖離を問題にするという着想は、日本資本主義論争以来、本質規定に議論が集中してきた中であって極めてユニークであるだけでなく、進んだ制度を外圧の下で移植しながら発展をとげてきたわが国のような後発資本主

(12) 原典は大内〔19〕、134頁。

義の分析には特に欠くことのできない重要な視角といわねばならない。

ともかく、以上のようなロジックで、制度的には近代的な地租改正後の土地所有も、その実態の性格は「前近代的」・「半封建的」とされたことによって、地主小作関係が「日本農業における階級矛盾の基軸」(3)と位置づけられたと共に、独占＝帝国主義段階への移行に伴う労働市場における規定関係の変化を通じて、地主的土地所有と小作農民の矛盾・対抗関係も「転換」(4)するものと捉えられたのである。そしてそれはまさに、山田・大内の両面批判に立つ暉峻氏独自のフレームの成立を意味するものにほかならなかった。

#### 4) 分析フレームの性格

しかし、以上のように成立した氏のフレームに対しては、ただちに以下のような構造上の特徴を指摘することもできる。第1に、農業問題があくまで地主小作関係という農業内的なものに設定され、資本主義の発展はそれの外から対抗関係を変化させる役割を果すものでしかないこと。換言すれば、農業問題がたとえば食糧問題のように、資本主義と農業の間で資本の側へ跳ね返り、資本蓄積を制約するものとしては予定されていないということである。このことは後の農業政策の位置づけと評価に強く関係してくる。第2に、氏の場合、農業問題は「前近代的」・「半封建的」地主小作関係の近代化・資本主義化に設定されているにもかかわらず、その中身は、すでに制度上は私的所有と認められている土地所有をめぐる階級対抗関係、つまり事実上、近代を飛び越えて私的所有という資本主義体制の根幹に触れる対抗関係として把握されていることである。そして第3に、その関係が小農民の把握にも貫かれていること。すなわち、氏が「小作農(民)」というときは純小作農・小自作農・自小作農をふくんだ広義の概念として用いられており(4)、自小作農の土地所有者としての側面が無視されてしまうだけでなく、「前近代的」・「半封建的」性格は「地主的土地所有のみならず自作農の土地所

有をも貫徹する」(58)として、小農民の4分の1を占める自作農も地主陣営に繰り入れられてしまっている<sup>(13)</sup>。つまり、商品経済の中で不断に地位の変動を繰り返している小農民についても、あくまで土地所有を基準に自作と自小作の間で敵・味方の線が引かれ、それらをトータルに小農範疇で把握されることはないのである<sup>(14)</sup>。

このような特徴は、実は氏の国家論のフレームと深く関係し合っている。「明治20年代初頭にその基本骨格を完成した天皇制国家体制は」「資本家と地主とを、権力の主要な階級的支柱として定置した」(87)という、これである。そこでは「天皇制国家」の固有の特質として地主が位置づけられている。しかも、こちらは制度的近代性や「過渡的」性格が問題とされることなく、はじめからその構成部分に地主が位置づけられている関係上、フレームの固定性、静態性は農業問題のフレームより更に強い。すなわち、このフレームからすれば地主は天皇制国家の命脈が尽きる敗戦に至るまで支配階級であり続けたことになり、また小作農民の運動は即、反体制運動でなければならず、それに対する農業政策は階級矛盾を隠蔽するための「農村対策」とならざるを得ないだろう。

こうしてわれわれは次のような点に気づく。つまり上巻においてはあくまで農業問題のフレームが前面に出て、国家論のフレームがその後ろにあったのに対して、下巻では反対に国家論のフレームの方が前面に出て、農業問題のフレームが後ろにさがっている、と。それはおそらく、1970年代の歴史研究が日本ファシズムの形成を焦点に展開された中であって、氏も一つの答えを出そうと努力された結果であっただろう。

(13) その主なる根拠とされているのは、村落共同体の存在である。氏の場合、村落共同体は即ち「前近代的」・「半封建的」である。また下巻においても、市町村農会役員の階層について、地主に自作を加えて「ここでも『土地所有の論理』がなお貫徹していた」(178)と述べられており、この視角は一貫していることがわかる。

(14) このため、下巻の農民運動の分析では、自作農を含む運動の必要性が提起されていないが、フレームから必然的に導かれる結論というよりは、付け足りの観が否めない。

しかしそれはまた、小農範疇を欠くことに端的に示された氏の農業問題のフレームが、昭和恐慌以降一段と小農民の経営問題として先鋭化した農業問題の実態との間で齟齬を来たした結果として、一層国家論のフレームへ氏を傾斜させたとは考えられないか。

こうして問題はやはり、出発点におけるフレームの設計自体のところへ帰ってくる。制度と実態のズレという画期的な着想に基づいて、きわめて説得的に展開されたかに見えた氏の論理のどこかに問題はありはしなかったか。この点の解明が次節の考察の課題である。

### 3. 考 察

#### 1) 土地制度と小作制度の区別

われわれは暉峻氏が「土地所有の性格」を計る座標軸として、イギリスの土地所有を設定していることから検討をはじめよう。

氏はその基本的性格を『資本論』から、地主が生産的機能のみならず一切の支配＝隷属関係から自らを解放しつつ、剰余価値の一部分を外部からかすめとるだけとなった寄生的性格と特徴づけている<sup>(15)</sup>。しかし、果して現実のイギリスにおける土地所有の実態はこのようなものだったのであろうか。

この点は近年の実証研究の深化<sup>(16)</sup>に照らして躊躇なく“否”と云うる。すなわち、イギリスにおいて市民革命によって成立した土地所有とは特殊な相続法に守られた貴族の大土地所有であり、その下で借地関係が暉峻氏の言うように物権の構成へ「近代化」されるのは産業革命期以降、改良費償還請求権をも含めれば19世紀末までにズレ込むのである。その間地主は重要な農業・土地改良投資の主体であったし、また借地人に対しても土地管理人を通

(15) 暉峻〔1〕, 50～51頁。

(16) 椎名〔21〕, 戒能〔23〕等によって、その実証水準は大きく引き上げられた。

じて無視できない強制を課していた。しかもその頃までは、なお広範に小農が存続していたことも見逃がせない点だろう。いずれにしろ、そうしたイギリス農業の構造が基本的に変化するのには、19世紀末からの農業大不況以降のことなのである<sup>(17)</sup>。

こうして、いわゆる近代的土地所有の概念が改めて問題となっているが<sup>(18)</sup>、われわれにとって重要なのはむしろ次の点である。すなわち、既述のように制度と現実的生産関係のズレという点への着目こそ、暉峻氏が地租改正後の土地所有の性格を「前近代的」・「半封建的」とする主要なロジックであった。ところが、氏によって両者が一致するものとされていたイギリスでも、両者はそれぞれ特殊な性格のものであったのである。とすれば、氏が制度と現実的生産関係と区別していたものは、実は地主制を規定づける二つの別の側面であって、それぞれ別々の論理を持つものではないのか、という点である。

けだし、暉峻氏が「制度」としたのは、土地の所有をめぐる権利関係＝土地制度であるのに対し、「現実的生産関係」の方は、土地の利用をめぐる地主と小作人との関係＝小作制度ではないのか<sup>(19)</sup>。とすれば、一般的にいても前者が所有権という形で憲法＝公法に実体的基礎をもつ、より制度的、全国統一的な制度であるのに対し、後者は商品経済の浸透の程度によって地方特有の慣行をもつ、より慣習的、地方的なものであるだけでなく、民法＝私法によって処理される制度であろう。つまり、宇野弘蔵が述べていた資本主義経済の必要条件として問題となるのは、土地制度の変革であって、小作制度

(17) 椎名 [21], [23], 戒能 [23], G・E・ミンゲイ [24] 等を参照。

(18) 椎名 [21], 戒能 [23] の発表を契機に、原田 [25] も含めて、近代的土地所有をいかに理解するかをめぐって議論が活発化したことは周知のことである。ただここでは、そうしたヨーロッパ研究が日本の地主制の理解にどのような示唆を与えるかを検討した岩本 [26], 牧原 [27] が参照される必要がある。

(19) ここでは「制度」をとりあえず「法律・習慣・慣習をとおして定着した行動形態や組織」(広重 [28] 43頁) と理解しておく。

の方はむしろ商品経済が農業をつかむ程度にしたがって、そもそも多様な形態と多様な段階が地域的バラエティをもって存在するのではないか。その意味で両者はズレていることの方が常態なのであり、それを地主小作関係、すなわち小作制度の性格でもって土地制度の性格もまた「前近代的」・「半封建的」としたところに、暉峻氏における論理的ショートがあったのではないか。

こうして以下では、土地制度と小作制度の区別という視角から明治の変革を見るとそれはどのように理解され、またそれによって日本農業問題の分析フレームはどのように変わるのか。一つの試みとしてアウトラインを示してみよう<sup>(20)</sup>。

## 2) 土地制度の変革としての地租改正

そうした場合まず最初に、地租改正は土地制度の変革であったことが明確にされる必要がある。暉峻氏も述べているように、それは幕藩体制下に各藩ごとに多様・複雑に存在していた封建社会特有の「土地に対する重疊的支配＝『所有』関係」を「一人格の私的な排他的支配権＝私的所有権」<sup>(49)</sup>に全国統一的に改変し、政府の地租徴収の根拠を明確にするものだったからである<sup>(21)</sup>。つまり、それは土地にからみついていた様々な封建的身分制をそぎおとし、土地所有を全く他の私的所有一般と同資格のものに単純化するものだったという意味で、近代的なものだったのである。

だが、そのことはただちに地主小作関係＝小作制度の変更を意味しはしない。むしろ小作制度への影響は極力避けられたはずである。なぜなら、それに政府が介入することは既存の農村秩序を動揺させ、成立したばかりの新政

(20) 実は、土地制度と小作制度とを区別して日本の地主制を捉える視角は、東浦〔29〕が明確に行なっており、本稿の発想のオリジンもそれに負っている。拙稿〔54〕参照。

(21) 幕藩体制下にどのように複雑な土地所有関係があり、地租改正でそれを全国統一的なものとする際にどのような問題が生じたかについては永原〔30〕を参照。

府の基盤を揺がせ兼ねないからである。質地関係の処理などで影響は避けがたいとはいえ、地租改正事業自体は単に土地所有権者の確定、それも地主を含めて幕藩体制下に事実上成立しているものへの権利の確定に全力が集中されたのではあるまいか<sup>(22)</sup>。

ともかく、このように地租改正を土地制度の変革としたときにむしろ重要となってくるのは、幕藩体制の下での「領主の名目上の『所有』と身分的隷属農民の事実上の『所有』(47)のいったいどちらに所有権が帰属したのか、という点である。というのもイギリスの場合は明らかに前者の領主の方なのであって、曲りなりにも後者の日本とは基本的に異なっているからである。暉峻氏はこの違いに全くといっていいほど注意を払われていない。もちろん、そこでは地主の土地所有も認められたわけだが、それは暉峻氏も認めておられるように「封建制の胎内に生成する『農民的土地所有』(17)が、商品経済の浸透に伴って徐々に分解し、豪農や商人資本に集積されたものであって<sup>(23)</sup>、あくまで零細地片の集積であり、決してイギリスのように一地方や一郡が所領として団地的に所有されているのとは違うのである。

わが国の地主制が実は巨大地主ではなく、むしろ厩大な零細地主こそを基体としている理由も、まさにこの点にある。そうした地主制の特徴づけ自体は、決して目新しいことではないが<sup>(24)</sup>、暉峻氏の場合は、下巻で突然「これら零細地主こそ日本を代表する地主」〈91〉という認識が示され、しかもなぜ

(22) 地租改正を地主制の創出や擁護と理解する考え方が、戦後の実証研究の深化と共に崩壊してゆく過程については、田村〔31〕を参照。

(23) そうした幕藩体制の下での本百姓の分解と地主制の形成については、先進、後進、中間A、B、Cの5つの地帯に分けて商品経済の浸透と農業構造の両面から優れた分析を行なっている大内〔20〕を参照。たとえば、水田単作地帯（中間B）が、単作と天災等による小農民経営の不安定性のゆえに、商人系譜の巨大地主が発生するのに対し、養蚕地帯（中間C）は「養蚕その他の副業・兼業によって零細な経営の成立が比較的容易であるために、一挙に農民が土地を失うことが少ないため」（146頁）に、中小零細地主が多い、といった分析は明治以降についても有効であろう。

(24) たとえば東浦〔29〕、東畑〔33〕を参照。

そうなのかの説明がない。地租改正により「領主階級が地主化する道は基本的には否定され、ここに隷属農への土地所有権帰属が確定」(31) したという正しい評価も、その点に結びつけて理解されていないのである。

しかし、このことは氏が地主小作関係を「前近代的」・「半封建的」としたことまで否定しようというのではない。そうではなく、地主小作関係(＝小作制度)の性格をもって土地所有(＝土地制度)の性格づけをすることはできない、と言いたいのである。つまり土地所有に関していえば、地租改正によって私的所有権が制度的に確立し、その結果として商品経済主体も個人として確立されたということ、具体的には小農民が土地所有者として商品経済に直接対応することを強制され、対応しただけでは土地を手離して小作農か労働者になる以外にない、そうした枠組みが出来たことが重要なのである。それはまさに資本主義経済の前提としての土地制度に係わるものなのであって、そこでの土地所有は地主のものであろうと、自作農や自小作農のものであろうと、土地所有自体に何の性格の差もありはしないのである。そこで小農が小作となって地主に隷属せねばならないか、あるいは都市へ出て労働者となるかは、暉峻氏が明確にしていたように、主には日本資本主義の労働市場のあり方に規定されるのであって、その結果としての地主小作関係のあり方は、今や土地制度ではなく小作制度の問題なのである。

### 3) 小作制度の性格

それでは明治の変革は、小作制度にはどのような影響を及ぼしたのか。地租改正は土地制度の変革であって、地主小作関係＝小作制度については幕藩体制の下で当然身分制的隷属関係を伴いつつ形作られたものが明治維新以降にもそのまま持ち越された、という見通しはすでに述べた。ただし、土地制度の変革が小作制度をも大枠で規定づけるであろうことも、また当然である。こうして土地制度と小作制度の関連、並びに両者の性格の違いが問題となってくる。

すなわち、地租改正が私的土地所有の確立による商品経済社会建設のための礎石であったとすれば、小作制度も当然同様な商品経済の論理にしたがうルールが要求されるはずである。つまり、地租改正により国家（＝政治権力）に対する者が個々の個人となった以上、小作制度もまた同等の個人と個人の関係、具体的には所有者（地主）の土地を利用者（小作人）が利用料を代価として借りるという、一切の人格的關係を排除した商品経済的な貸借関係として定式化されざるを得ない。旧民法に比べ所有権の絶対性がより強く貫徹されているとはいえ、明治29年（1896）の明治民法に明文化されていたのは、まさにこうした市民法的関係であった<sup>(25)</sup>。大内力が捉えていたのもそうした小作制度の制度的側面であって、それゆえ小作料の高率性についても小作人の競争という商品経済的論理に還元して理解されていたのである。

しかしここで見落してならないのは、土地制度と小作制度の性格の違いである。というのも、土地制度の方は所有権の確認がイコール租税徴収の根拠として、制度と実態の乖離を許さない実行的制度であるのに対して、小作制度の方は民法に成文化されているとはいっても、それは私法的関係、すなわち当事者間で紛議が発生した場合の裁判規範にほかならず、訴えが起こされないかぎり実態がいかに法から乖離していても国家は全く関知することのない、その意味で基本的に商品経済＝市場メカニズムに委ねられた関係にほかならないからである。つまり、小作制度にこそ、暉峻氏の優れた着想と述べた制度と現実の生産関係のズレという視角が適用されるべきなのである。大内はその意味で見事に制度を実態と取り違えていたというしかない。実際、現実の小作制度は永い歴史の中で「地方の慣習<sup>(26)</sup>」として形成

(25) わが国には、明治民法の所有権の絶対性（＝賃借権の債権的構成）をもって、土地所有の前近代性の根拠とする考え方がある（代表的なものとして宮川〔34〕）。しかしこれはやはり小作制度でもって土地制度を論ずるものであって、債権的構成こそむしろ土地所有の近代性を示すものとも言えるのである。この点、篠塚〔35〕を参照。

(26) 椎名〔22〕を参照。

されてくるものであって、一朝一夕には決して変わり得ない<sup>(27)</sup>。土地の商品化は商品経済が本格的に農業生産を掌握する必要条件ではあっても、十分条件ではあり得ないのである。

こうして、制度的には市民法的枠組が明治民法で確立するとしても、実態的には既存の農村秩序が維持されつづけた理由が理解されたとすれば、次にはその持ち越された農村秩序とはいかなるものであったかが問題となる。それを地主小作関係といわず「農村秩序」と言ったのは、幕藩体制の下での封建領主による貢租徴収方式が村を単位にその連帯責任を要求するもの（＝村請制）であり、地主小作関係もその秩序の外に立つものではなかったからである<sup>(28)</sup>。つまり、確かに地主小作関係も封建的な身分制の一部になりつつあったが、村請制がその上に存在する限り地主もまた村の構成員として<sup>むらうち</sup>村内の農民に名望家的に対峙していたと思われる。そうした関係をいわゆる「自治村落」と呼ぶかどうかは別としても<sup>(29)</sup>、そこでの地主小作関係は小作人の生存を危うくするような地主の一方的収奪関係ではあり得ず、より人格的、温情主義的な関係であったと考えられるのである。

ともかく、そうした既存の農村秩序が明治維新以降も基本的に維持されていたことが、明治期を通じて地主小作関係が大きな紛争となって問題化することのなかった有力な要因ではないのか。実際、明治農政が一貫して依拠しようとしたのも、そうした村の有力者としての地主の名望家的な指導力であったし、だからこそ産業革命期以降に手作り地主が寄生化し、農事改良から撤退してゆくことを農政は非難しつづけたのであった<sup>(30)</sup>。しかしそれはす

---

(27) この点で、明治民法の制度化も決して既存の農村秩序を変更しようとしたものではない。むしろ既存の秩序を維持しようとしたことが、かえって明治民法を旧民法よりも所有権の強力なものにさせたというパラドキシカルな関係については、小柳〔36〕を参照。

(28) たとえば福島〔37〕「地租改正の歴史的前提」を参照。

(29) そうした考え方の代表者として斎藤〔39〕参照。

(30) そうした明治農政の性格については、宮崎〔41〕、及び拙稿〔62〕を参照。

で、小作制度が日本資本主義の発展に伴う商品経済の浸透によって変化しつつあったことの表現でもある。それではその変化はどのような分析フレームによって捉えられるのか、一応のまとめを行なっておくことにしよう。

#### 4) 日本農業問題の分析フレーム

以上のように、明治の変革は土地制度論的には私的土地所有を体制的・全国統一的に確立し、商品経済社会の必要条件を形作ったものといえる。ただし、それはイギリスとは違って幕藩体制の下で事実上成立していた農民的土地所有を広範に確認するという形態をとり、地主の土地所有もその一環として認められたのであった。これに対し、小作制度論的には20年近くも遅れて明治民法に市民法的関係が成文化されはするが、それは紛議に対する裁判規範となるものであって、行為規範を意味するものでなく、したがって実態的には幕藩体制期に形作られた既存の農村秩序が明治期の実質的な地主小作関係を規定づけていたのである。

今この地主小作関係を「前近代的」・「半封建的」と呼ぶかどうかはさておくとして、問題はその関係を日本農業を律する自立的な生産関係と見るかどうかである。それについては、すでに見たようにいかにそれが身分制的関係を帯びていたとしても、封建領主と隷属農民の関係とは基本的に異なるものであった。なぜなら、それは幕藩体制下に生成してきた事実上の農民的土地所有が商品経済の浸透によって分解して生まれてきた関係だからである<sup>(31)</sup>。その意味でそれは封建制の論理とは矛盾するものでありながら、幕藩体制期

---

(31) このような地主制の理解は、栗原〔43〕の「分割地所有の潰滅形態」という把握であり、また小作料の高率性は、明治期には既存の農村秩序の継承として、それが小作農民の競争へ移行してゆく栗原〔44〕の二重性理解となる。本稿はこのような範疇論議と学説史の検討を意識して避けてきたが、土地制度と小作制度の区別という視角は、封建論争以来、労農派が専ら土地制度を重視し、講座派が小作制度を重視してきたという意味において、わが国の地主制論争を解く一つの視角となり得るものと考え。この課題は別稿で果したい。

の貢租徴収機構である村請制が村内に対しては非干渉的であったがために、いわば村の論理を媒介項として封建体制と共存してきたものにはかならなかった。またそうした一面として、地主といっても数の上では零細在村地主が支配的だったのである。

このような意味からわれわれは、地主小作関係ないし地主制を農村における土地所有に基づく独立の生産関係と捉えることはできない。そうではなく、むしろその基柢にある広範な小農民経営＝小農範疇を小経営的生産様式として捉えることによって<sup>(32)</sup>、日本資本主義における日本農業の非資本主義的部分としての独自性を捉え、また一方で農産物市場、労働市場、購買品市場、金融市場、土地市場等々の各種市場を通じての小農的農業の対応と包摂の諸段階と諸形態の問題として分析の枠組みは構築されるべきであると考えるのである<sup>(33)</sup>。たとえば、日本の産業革命期に地主小作関係が拡大しつつ実納小作料率も上昇していったのも、地主小作関係が自らの内在的論理によって自己展開した結果ではなく、その間の米価上昇が地主には土地利回りの上昇として土地兼併に向かわせる一方、耕作農民には追加所得を求める借地競争を展開させた結果として、つまりは農産物市場や借地市場において地主と耕作農民がそれぞれ見せた市場対応の総合として捉えられるのである。

そしてこの頃には日本農業もそれなりの成長を示しているのであって、その意味からもこの時期は未だ固有の意味での農業問題の発生以前といわねばならない。つまり非資本主義的な日本農業も商品形態において日本資本主義の資本蓄積に包摂されていたのである。もちろんその過程においても農工間

(32) 「小経営的生産様式」については栗原〔43〕を参照。

(33) 拙稿〔54〕参照。これに対し寄生地主制をもって農業ウクライドとし、それが資本主義との間で取り結ぶ関係を資本市場、商品市場、労働市場の各市場関係から捉えるという分析フレームを明確に提起しているのは中村政則氏である。中村〔45〕、補章Ⅰ参照。ただしそれは実質的に地主制ではなく、地主経営の分析に帰結していること、したがって市場対応の中心主体としての小農民経営が明確に位置づかない、といった問題をもつことについても拙稿〔57〕、44頁の註5、10で指摘した。

の不平等発展は続いている。しかしそれが決定的に激化し、資本主義が農業の成長を導けなくなると共に、そのことが社会不安や食糧問題となって資本蓄積の制約として登場してくるのは独占資本主義といわれる段階であり、そこにおいて、具体的には日露戦後初発的に、第1次大戦後に本格的に農業問題は固有の意味において発生してくるのである。その意味からも、農業問題の分析フレームは、地主小作関係に固有の矛盾を求めるのではなく、景気変動を繰り返しながら進む農村への商品経済の浸透が、小経営的農業にどのような変化と対応をもたらし、資本蓄積を制約するものとして社会的・経済的・政治的に発生してくるのかを解明するものでなくてはならないだろう。小作争議といった「既存の農村秩序」の動揺も、そうした視点から農業問題の一部分として把握されねばならないと共に、農業政策や市場制度はもはや商品形態においてのみでは包摂しきれない部分を補うものとして、やはり資本蓄積の観点から評価されねばならないであろう<sup>(34)</sup>。

#### 4. 展 望

そこで出発点に立ち返って、第1次大戦後に本格的に成立を見た日本農業問題の見通しを地主小作関係を中心にスケッチして、本稿を閉じることにしよう。

その場合でも最初に、第1次大戦後の農業問題は何といても米騒動によってぬきさしならないものとなった食糧問題として登場したことが確認される必要がある。日露戦後にすでに大枠の方向は明確になっていたとはい

---

(34) このようにわれわれの立場が資本蓄積を重視するのは、大内力氏のような後発性、段階性といった日本資本主義の特殊性からではなく、資本主義そのものが部分的生産様式であって、常に非資本主義的部分に依存しつつ、それを商品形態によって「内面化」しているにすぎない、という理解に立つからである。こうした理解については、佐美〔47〕、及び拙稿〔63〕を参照。また、非資本主義部分については小経営的生産様式という栗原〔43〕の分析用具を。

え、それこそ農政のあり方を決定的に転換させ、また以後自己矛盾を拡大させつつ一貫して農業問題の中心となりつづけていったものである。地主小作関係に対する政策的対応も決して社会政策に尽きるものではなく、小農の農業の生産力強化という食糧政策に大枠のところで方向づけられていたといわねばならない<sup>(35)</sup>。何といたってもそれが農産物価格を通じて、労働力の再生産＝資本蓄積に深く係わるものだからである。暉峻氏の場合はすでに見たように、その分析フレームの関係から、食糧問題は農業問題として位置づけられることなく、もっぱら土地問題だけに焦点がしばられていたのであった。

それでは暉峻氏が問題とした第1次大戦後の小作争議にはじまる土地問題に対しては、われわれのフレームからどのような分析が可能となるだろうか。その場合、われわれは「V」意識といったことよりむしろ、①第1次大戦期（1914～20）に2百万人という農林業有業人口の急激な流出があって、借地関係（＝土地市場）がはじめて借手市場化したこと<sup>(36)</sup>、②第1次大戦後も都市における実質賃金が上昇して、労働力の農村からの流出が続いたこと、③第1次大戦中の好景気が農村の自給経済を完全に崩壊させ、生活水準を押し上げると共に商品経済により深く包摂したこと、こういった小農民を取り巻く市場関係の変化がより重視される必要があると考える。反動恐慌を契機に発生してくる小作争議は、土地共同返還といった争議戦術にも象徴されるように、明らかにこうした借地市場の借手優位化に規定されており、またそれは大地主に対してより有効であった。こうして小作制度の一定の改善が見られるが、それが商品経済的メカニズムでなく争議という形をとったのは、やはりそれまで小作人が地主に人格的に隷属する関係が農村秩序として続いていたこと、その一方で、地主の農事改良からの徹退・寄生化、小作人保護者としての性格の希薄化がかなりの程度進行していたことがそれに拍車

(35) こうした農業問題把握を明確にしているものとして大江〔48〕第1章第4節を参照。

(36) 梅村〔48〕, 111頁。

をかけたと考えられる。

しかし、小作側の攻勢が中小地主へ及んでゆくころ、地主の側もようやく自らの所有権が民法によって絶対的に守られていることを自覚し、訴訟という形で反攻を開始する。民法の市民的秩序は大正末の小作争議に対する地主の反撃によってはじめて、地主小作関係の現実的規範として登場してくるのである。しかもこの頃には市場条件も明確に逆転してくる。すなわち、農村労働力の流出は停滞し、昭和に入れば還流がはじまって借地市場は再び貸手市場化しはじめる。昭和恐慌ともなれば地主自作化も加わって、その関係は一層強まり、民法的的市民法秩序の下で小作争議は防衛的な耕作権確保へと向かわざるを得なかったのである。もちろん米価の下落は土地利回りを証券等に対して不利なものとし、大地主の撤退は一段と進行してゆくのであるが<sup>(37)</sup>。

このような小作争議の展開に対して、石黒農政に代表される耕作権の強化をめざす農政が登場してくる。暉峻氏のフレイムでは、それは弾圧と対をなす「懐柔」政策としか説明され得ない。しかし、より重要なのは先に述べた食糧問題との関連であろう<sup>(38)</sup>。すなわち、第1次大戦後のそれは国内と植民地における増産政策と価格変動の縮小をめざす米穀市場への介入として展開されるが、それは明らかに独占資本主義的国民経済に対応した帝国主義的食糧政策と言えるものであった。つまり資本主義が市場原理のみをもっては小経営的生産様式に立つ非資本主義的農業を包摂しきれなくなった証しである<sup>(39)</sup>。そしてこの増産政策の観点からして、生産的機能を失った地主の所有権を制限して直接耕作者たる小農民の耕作権を安定化させることも正当性を持

(37) こうした中でも、商業的農業という新しい日本農業の展開が見られることを見逃してはならない。拙稿〔56〕、〔58〕、〔59〕を参照。

(38) 石黒農政が土地問題だけではなくきわめて広範な小農経営強化をめざす農政体系であったことについて拙稿〔56〕を参照。また、食糧政策自体については大豆生田〔50〕、拙稿〔58〕参照。

(39) 拙稿〔55〕、〔57〕を参照。

ち得るものとなったのである。そのような意味でそれはやはり、帝国主義段階における市民法秩序の社会法的修正にはかならなかつた。ところがわが国においてはそれすらが、私有財産制度という天皇制国家原理の修正になり兼ねないものとして、政治的抵抗を受けたのである。

こうして現実の政策対応は、小作調停法によって個々の事態に即して展開されることになった。それはこの段階でもなお小作慣行は地方によってまちまちであり、また恐慌下では相互扶助的性格を持つ村の論理を活用して農村秩序を再建することの方がより有効であったことから、小作法の制定よりはるかに現実的政策たりえたからである。換言すれば、それは土地制度と民法という制度面に触れることなく、小作制度の実態面を行政的に調整してゆくものであった<sup>(40)</sup>。ただしすでに昭和恐慌以降、農業問題の焦点は社会不安の根源たる疲弊した農村の匡救に移行しており、米穀市場の制度化が一段と進められる一方、産業組合の育成による市場の組織化もまた経済更生運動という多分に村の論理を伴う形で展開されていた。それゆえそこでは、小作制度を合理化することよりも紛争化させないことにこそ焦点があったのも確かである<sup>(41)</sup>。

しかし日中戦争の開始と共に、銃後農村の安定のためにも、また戦時増産の要請からも再び小農民経営の強化、並びに耕作権の安定は焦眉の課題となり、私有権の一部制限を含む市民法秩序の修正がいよいよ農地調整法（1938）により開始される。朝鮮と西日本での大旱魃（1939）以降ともなれば戦時食糧問題としてその要請は一層強いものとなった。しかし土地所有というある意味で象徴的な私的所有権に制限を加えることは、明治憲法に守られた資本主義体制の根幹に手をつけることになるという意味で決して容易なことではなかつた。暉峻氏はそのことをもって地主の国家支配階級としての

(40) この点については斎藤〔40〕を参照。

(41) 牛山〔51〕、〔52〕を参照。

頑強な存続の証としているが、それは明らかな誤解であって、牛山敬二が言うように<sup>(42)</sup>、なぜそこで国家権力により地主制後退政策が推進されねばならず、また不在地主に限ってもなぜそれが可能であったか、という設問に少しも答えてはいないのである。

われわれはこれに対して、「総力戦体制」というものが、外なる敵に国民の意識を結集してゆくために、イデオロギーや強権だけではなく、国内にある矛盾＝経済的不平等を実質的にも解消してゆく、否、そうせざる得ないところまで追い込まれた体制であったことを重視する。物資不足に伴う市場統制（＝市場原理の停止）の開始こそ、その物質的条件となったものであり、食管制度による消費者、耕作者、地主という三重米価制を通じて、迂回的な形であれ、地主制の小作制度面における平等化は推進されていったのである<sup>(43)</sup>。そのような意味で戦後の農地改革は、国家総動員体制によっても越えられなかった一線、すなわち土地制度における平等化を達成したものとして、飛躍ではあっても、戦時からの助走の上のものであった。そしてそれが可能であったのは、アメリカ占領軍のめざす「民主化」政策の一つの内容が、経済的不平等の是正＝平等化にほかならなかつたからである<sup>(44)</sup>。

こうして農地改革は、暉峻氏も確認しているように、「さまざまの限界をもち、将来に解決すべき課題をのこしながらも、改革前に比すれば、農業経

(42) 牛山〔3〕、3頁。及びそれをいち早く論じたものとして斎藤〔38〕参照。

(43) このような総力戦体制が、食管制度に代表されるように、形式的平等性の徹底した農業制度を創り出したことについては、今日の食管論とも係わらせて、改めて論じたい。

(44) 斎藤〔38〕はいち早く、農地改革は国家総動員法と占領軍という二つの超憲法体制が可能にしたことを指摘しているが、ここではもう一歩進んで、国内的「平等化」という原理が戦後資本主義体制成立の基軸となすものであったことを提起したい。一方、暉峻氏は第2次農地改革に対し「資本主義＝私有財産制度の枠内でおこなわれた」(455)と述べて、その限界の第1に挙げているが、国家が私有地を強制的に買取して、他の私人に売り渡すといったことは、私有財産制度の枠内どころか私有財産制度の根本原理を犯かすものなのであって、そこにこそこの段階の資本主義の危機の程度とその歴史性を捉えねばならないだろう。

営を安定させ、日本農業の生産力水準を一階梯高め、農民の経済的、社会的地位を一定程度改善」(469)するものとなった。それは結局のところ農地改革が、1930年代以降の「小農標準化傾向<sup>(45)</sup>」の下で進められてきた小農民経営の強化・耕作権強化の極限としての意味をもつものだったからである。ただし、イギリスのような大土地所有ではなく、小土地所有制の下に広範な小経営が営まれているわが国のような農業構造の下では、その苛烈な借地競争(1930年代後半に再び小作料率が上昇したように)からいっても、耕作権の強化は自作農化へ行きつかざるを得ないからである<sup>(46)</sup>。そしてまた、昭和恐慌以降の市場の制度化と組織化、技術普及、土地改良、資金供給、保険等々の現代資本主義的な諸政策が、戦時食糧増産の要請の下に体系化され、それぞれが再編成を受けつつも戦後の農業諸制度の枠組みとして引き継がれたことにもより一層注目しなければならないだろう<sup>(47)</sup>。

さて、以上の考察から気づくことは、暉峻氏の場合には、土地制度の革命的な変革こそが、その後の正常な農民層の両極分解と農業の資本主義化のための条件であるとするビジョンによって、全体の分析が背後から規定づけられているということである<sup>(48)</sup>。到達点として設定されたものがイギリスの「近代的、資本主義的土地所有」であり、それゆえ地主的土地所有は農業の資本主義化の最大の障害として、その革命的廃棄をめざす小作争議に農業問

(45) 栗原 [42]、なおその意義に関しては拙稿 [60] 参照。

(46) この点を理論的に解明したものが、栗原 [45] である。

(47) 改めて論じたいが、とりあえずは拙稿 [61] 参照。

(48) それは上巻で農民層分解を論じて、独占段階以降を「中農標準化」と定式化することは「正しくない」(319)と避けた上で、「それにもかかわらず、この段階の旧型富農経営解体の大流の陰にかくれるようにして、胚芽的なものとはいえあらたな富農が形成されはじめたことにこそ、われわれは注目しなければならない」(319)と述べられていることにも示されている。しかし、下巻では、ここで注意を喚起したものへの言及が全くない。実は、それはちょうど上巻が出された1970年頃、新しい上層農論で躍光をあげていた生産力論的な両極分解論が、オイルショック以降に姿を消してしまうのと符合しているのである。

題解決の大部分が託されていたことから、それは明らかである。そしてそうしたビジョンに立つがゆえに、農地改革が地主的土地所有の廃棄ではあっても、自作農体制の確立でしかなかったことで、氏の日本農業論は行き詰りを見せる。エンゲルスの『フランスとドイツにおける農民問題』を引いて、労農同盟の重要性を改めて確認する本書のエピローグは、上巻との落差となって読者に欲求不満を残したのではないか。

こうしてわれわれの検討は結局、農業の資本主義化というマルクス経済学の古典的ビジョンの再検討へと行きつかざるを得ない。ただそれはもはや本稿の課題の範囲を越えるものである<sup>(49)</sup>。

以上、暉峻氏の大著を手がかりとして妄言を重ねてきた。それは氏が本書に打ち込まれた辛苦を顧みぬ、無礼きわまりないものだったかもしれない。しかし、それは氏によって地租改正から農地改革まで一貫したフレームで描き切るという大業が果されたその地平に立って、また制度と実態の乖離というすぐれた着想の継承を意図しての次の前進への一歩であったつもりである。おそらく氏が最も望まれていたのも、本書が契機となって、農業問題論の新たな論議が活発化することであったと思われる。拙い本稿がそれに何がしかの寄与をすることを期待しつつ、誤解や理解不足等々の点については氏のご寛恕を切に乞いたい。

---

(49) いわゆる古典に対してそうした検討を行なっているものとして星野〔53〕～〔55〕を参照。また拙稿〔57〕,〔60〕,〔63〕も不十分ながらそうした検討を日本農業論について行なったものである。

## 参考引用文献

- [1] 暉峻衆三『日本農業問題の展開』上, 東大出版会, 1970。  
 [2] ———『日本農業問題の展開』下, 東大出版会, 1984。  
 [3] 牛山敬二「論評」『農林水産図書資料月報』第35巻第9号, 1984。  
 [4] 河相一成「書評」『経済』No 245, 1984。  
 [5] 野田公夫「書評」『日本史研究』265号, 1984。  
 [6] 岩本純明「書評」『史学雑誌』第93編第11号, 1984。  
 [7] 坂根嘉弘「ブックガイド」『農業と経済』第50巻第12号, 1984。  
 [8] 大門正克「書評」『歴史評論』No 418, 1985。  
 [9] 林有一「読書ノート」『科学と思想』No 56, 1985。  
 [10] 橋本玲子「書評」『日本の科学者』vol 20 No 3, 1985。  
 [11] 佐伯尚美「書評」『経済学論集』第51巻第1号, 1985。  
 [12] 伊藤喜雄「書評」『日本歴史』443号, 1985。  
 [13] 庄司俊作「読書ノート」『新しい歴史学のために』第178号, 1985。  
 [14] 森武磨「書評」『土地制度史学』第108号, 1985。  
 [15] 清水洋二「書評」『社会経済史学』第51巻第3号, 1985。  
 [16] 田中学「書評」『農業経済研究』第58巻第3号, 1986。  
 [17] 宇野弘蔵「地租改正の土地制度」(宇野弘蔵編『地租改正の研究』上, 東大出版会, 1957)。  
 [18] 大塚久雄『大塚久雄著作集』第6巻, 岩波書店, 1969。  
 [19] 大内力『日本資本主義の農業問題』(改訂版) 東大出版会, 1952。  
 [20] ———「地租改正前後の農民層分解と地主制」(宇野弘蔵編, 前掲書所収)  
 [21] 椎名重明『近代的土地所有』東大出版会, 1973。  
 [22] ———「イギリスの地主, 借地農関係法」『法律時報』第52巻第5号, 1980。  
 [23] 戒能通厚『イギリス土地所有権法研究』岩波書店, 1980。  
 [24] G・E・ミンゲイ, E・L・ジョーンズ, 亀山潔訳『イギリス産業革命期の農業問題』成文堂, 1978。  
 [25] 原田純孝『近代土地賃貸借法の研究』東大出版会, 1980。  
 [26] 岩本純明「近代的土地所有と寄生地主的土地所有」『農業経済研究』第50巻第3号, 1978。  
 [27] 牧原憲夫『『近代的土地所有』概念の再検討』『歴史学研究』No 502, 1982。  
 [28] 広重徹『科学の社会史』中央公論社, 1973。  
 [29] 東浦庄治『日本農業概論』岩波書店, 1932。  
 [30] 永原慶二「地租改正と農民的土地所有権」(宇野弘蔵編『地租改正の研究』下巻, 東大出版会, 1958)。  
 [31] 田村貞雄『地租改正と資本主義論争』吉川弘文館, 1981。  
 [33] 東畑精一『農地をめぐる地主と農民』酣燈社, 1947。  
 [34] 宮川澄『日本における近代的所有権の形成』御茶の代書房, 1969。

- [35] 篠塚昭次『土地所有権と現代』日本放送出版協会, 1974。
- [36] 小柳春一郎「民法典の成立を中心に」(日本土地法学会『ヨーロッパ・近代日本の所有観念と土地公有論』有斐閣, 1985)。
- [37] 福島正夫『地租改正』吉川弘文館, 1968。
- [38] 斎藤仁「日本の農地改革」(滝川勉・斎藤仁編『アジアの土地制度と農村社会構造Ⅱ』アジア経済研究所, 1967)。
- [39] ———『農業金融の構造』東大出版会, 1976。
- [40] ———「戦前日本の土地制度」(斎藤仁編『アジア土地政策論序説』アジア経済研究所, 1976)。
- [41] 宮崎隆次「大正デモクラシー期の農村と政党(一)」『国家学会雑誌』第93編7, 8号, 1980。
- [42] 栗原百寿『日本農業の基礎構造』中央公論社, 1943(『栗原百寿著作集Ⅰ』校倉書房, 1974)。
- [43] ———『農業問題入門』有斐閣, 1955(『栗原百寿著作集Ⅱ』校倉書房, 1984)。
- [44] ———「わが国小作料の地代論的研究」『農業問題の基礎理論』時潮社, 1956(『栗原百寿著作集Ⅱ』校倉書房, 1974)。
- [45] ———「耕作権概念とその実存諸形態」同上所収。
- [46] 中村政則『近代日本地主制史研究』東大出版会, 1979。
- [47] 佐美光彦『世界資本主義』日本評論社, 1980。
- [48] 大江志乃夫編『日本ファシズムの形成と農村』校倉書房, 1978。
- [49] 梅村又次「産業別雇用変動: 1880—1940年」『経済研究』第24巻第2号, 1973。
- [50] 大豆生田稔「1920年代における食糧政策の展開」『史学雑誌』第91編第10号, 1982。
- [51] 牛山敬二「昭和農業恐慌」(石井・海野・中村編『近代日本経済史を学ぶ(下)』有斐閣, 1977)。
- [52] ———「農村経済更生運動下の『むら』の機能と構成」『歴史評論』No 435, 1986。
- [53] 星野中「エンゲルスと『労農同盟』」『経済学雑誌』第82巻第6号, 1982。
- [54] ———「第1 インタナショナルと農民問題(1)(2)」『同上』第83巻第1号, 第2号, 1982。
- [55] ———「マルクス, エンゲルスと農民(1)(2)」『同上』第84巻第2号, 第3号, 1983。
- [56] 玉真之介「系統農会による農産物販売斡旋事業の地位と役割」『土地制度史学』第95号, 1982。
- [57] ———「東浦庄治の日本農業論」『農業経済研究』第56巻第1号, 1984。
- [58] ———「両大戦間期における食料農産物市場の特質」『農産物市場研究』第19号, 1984。
- [59] ———「宮城県農会による『仙台白菜』の産地編成と販売統制」『協同組合奨励研究報告』第11輯, 1985。
- [60] ———「栗原理論と北海道農業」『農業経済研究』第57巻第3号, 1985。
- [61] ———「両大戦間期における系統農会の組織的発展と経営改善事業」『農経論叢』第

42集，1986。

〔62〕 —— 「米穀検査制度の史的展開過程」『農業総合研究』第40巻第2号，1986。

〔63〕 —— 「鈴木鴻一郎の日本農業論」『岡山大学経済学会雑誌』第18巻第3号，1986。

〈付記〉 本稿作成過程で，山崎隆三，牛山敬二，岩本純明の諸氏に貴重なご助言を賜わった。記して謝意を表したい。